

千葉市介護保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月21日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第10号

千葉市介護保険条例等の一部を改正する条例

第1条～第5条（略）

（千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年千葉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第32条第12号中「介護予防訪問介護計画」を「介護予防訪問看護計画書」に、「第40条第2号」を「第76条第2号」に改め、同条第13号中「介護予防訪問介護計画等」を「介護予防訪問看護計画書等」に改め、同条第16号イ中「指定介護予防通所介護事業所（千葉市指定介護予防サービス等条例第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は附則第

14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

- (1) 第2条の規定による改正前の千葉市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「旧指定介護予防サービス等基準条例」という。）第4条から第46条までの規定
- (2) 第4条の規定による改正前の千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定地域密着型サービス基準条例」という。）第6条第2項の規定
- (3) 第5条の規定による改正前の千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第5条第2項及び第6項、第7条第2項、第42条第3項並びに第44条第2項の規定
- (4) 第6条の規定による改正前の千葉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定め

る条例（以下「旧指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第12号及び第13号の規定

第3条 前条第1号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧指定介護予防サービス等基準条例第5条第2項及び第6項並びに第7条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものその他市長が必要と認めるものに限る。）に係る同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる旧指定介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第2項	並びに第7条第2項において同じ。）	並びに第7条第2項において同じ。）又は法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（前条に規定する指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものその他市長が必要と認めるものに限る。）に係る指定事業者（法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）
及び第7条第2項において同じ。）の事業	及び第7条第2項において同じ。）の事業	及び第7条第2項において同じ。）の事業又は当該第1号訪問事業

及び指定訪問  
介護

、指定訪問介護及び当該第1号  
訪問事業（前条に規定する介護  
予防訪問介護に相当するものと  
して市町村が定めるものに限  
る）

---

第5条第6項 関する基準を

関する基準を、指定介護予防訪  
問介護事業者が法第115条  
の45第1項第1号イに規定す  
る第1号訪問事業（前条に規定  
する指定介護予防訪問介護に相  
当するものとして市町村が定め  
るものに限る。）に係る指定事  
業者の指定を併せて受け、か  
つ、指定介護予防訪問介護の事  
業と当該第1号訪問事業とが同  
一の事業所において一体的に運  
営されている場合については、  
市町村の定める当該第1号訪問  
事業の人員に関する基準を

第7条第2項 関する基準を

関する基準を、指定介護予防訪  
問介護事業者が第5条第2項に  
規定する第1号訪問事業に係る  
指定事業者の指定を併せて受  
け、かつ、指定介護予防訪問介  
護の事業と当該第1号訪問事業  
とが同一の事業所において一体  
的に運営されている場合につい  
ては、市町村の定める当該第1

号訪問事業の設備に関する基準  
を